

部落解放・人権大学講座（解放大学）同窓会 規約

（名称）

第1条 本会は、部落解放・人権大学講座修了生同窓会（略称：解放大学同窓会）とする。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の親睦と交流を図るとともに部落解放・人権大学の発展と、差別や人権について学んだ知識や経験を役立て差別撤廃、人権社会の実現に貢献することを目的とする。

（活動内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 会員相互の親睦と交流を図るための取り組み。
2. ウェブサイトやメール等による情報の発信と共有の取り組み。
3. 差別撤廃、人権社会の実現に貢献する取り組み。
4. 同窓会総会（2年に1回）開催の取り組み。
5. その他本会趣旨を具体化するために必要な諸活動を行う。

（会員）

第4条 本会は、部落解放・人権大学を修了し、所定の手続を経た者をもって組織する。

（役員）

第5条 本会には、次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 1名

（運営）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は代理を務める。

（役員任期）

第7条 役員任期は原則として2年とし、再選を妨げない。

（事務局）

第8条 本会事務局は、部落解放・人権研究所内に置く。

（規約改正）

第9条 本規約の改正の必要がある場合は総会の決議による。

（細則）

第10条 この規約のほか、必要な事項は代表、副代表、事務局が相談して決定する。

附則 本規約は、2014年9月29日より施行する。

改訂 2016年1月29日

2019年6月20日